

統計調査における労働者の区分に関する取扱いについて

- 検討の経緯及び方向性・スケジュール -

平成27年7月23日

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議事務局

| 第Ⅱ期基本計画の課題と平成26年度施行状況報告

第Ⅱ期基本計画に掲げられた課題

- 「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」の一環として、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるため、関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しが必要
- 国際基準の見直しへの対応や非正規雇用の実態等をより的確に捉える労働者区分の整理・見直しなどの取組を推進

○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。【総務省、関係府省。平成26年度から実施する】

平成26年度施行状況報告

- 平成26年5月に検討会議・WGを設置し、有識者の知見も活用して関係府省一体となって検討を開始し、年度内に計10回の検討を実施
- 常用労働者と臨時労働者の区分変更については、平成27年2月におおむねの合意。常用労働者の内訳区分については、平成27年4月に最終的な対応案を取りまとめ予定
- 平成27年5月19日、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ。以下「ガイドライン」という。)を策定

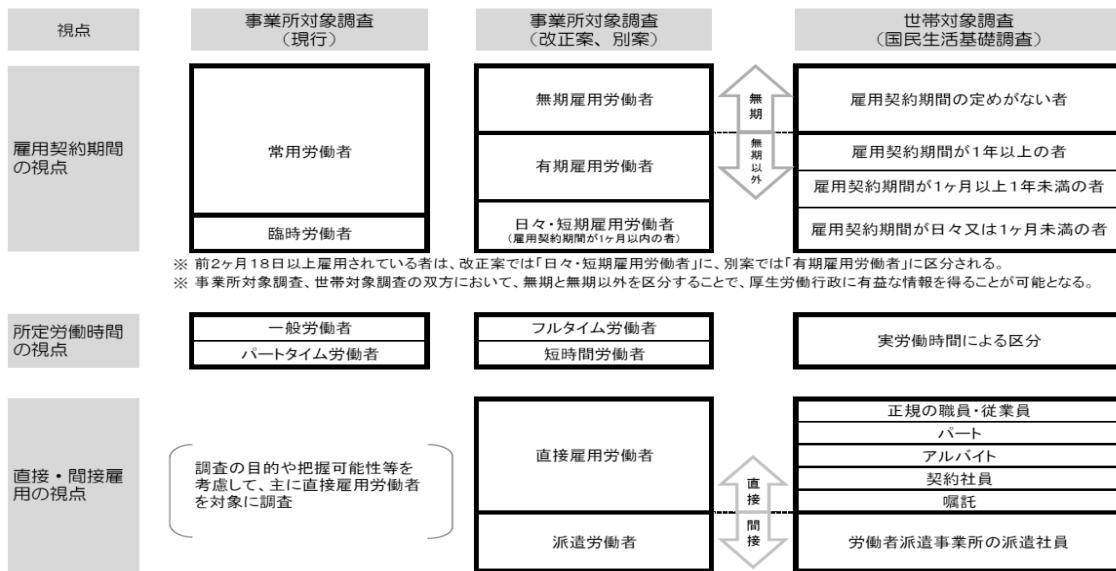
II 労働者の区分に関する検討の背景事情

平成24年度統計法施行状況審議結果において厚生労働省から提示された案

新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ~3つの視点から~

非正規雇用の実態等を把握するための3つの視点による新しい労働者の区分を、厚生労働省所管の事業所対象調査にあてはめた改正案又は別案と厚生労働省所管の世帯対象調査を比較すると、次のとおりとなる。

厚生労働省
統計情報部



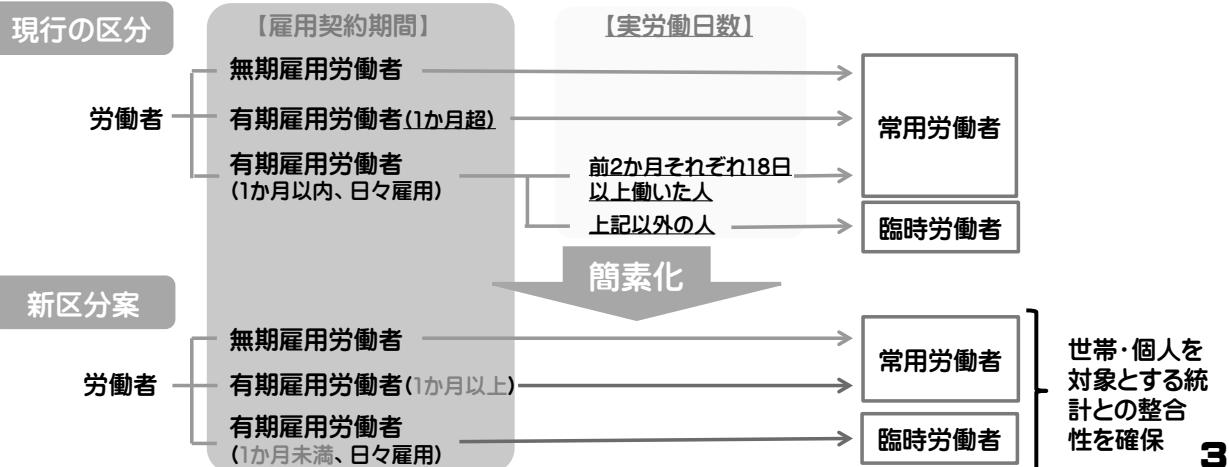
※ 事業所対象調査は事業所(事業主)が台帳等に基づき記入していることと世帯対象調査は世帯員(個人)が記憶等に基づき記入していることの性格の違いに留意。
※ 調査の目的や把握可能性等を考慮して、調査によっては、区分の一部を調査の対象としないことや区分を統合して調査することも考えられる。
※ 現状では、上記のような比較となり、厚生労働省としても、所管の統計調査について引き続き検討していくが、事業所対象調査、世帯対象調査それぞれの系列の中での整合性を図ることも重要であり、府省横断的な検討も必要である。

2

III 常用労働者と臨時労働者の区分に関する検討・検証

WGにおける議論とガイドラインの決定

- 常用労働者・臨時労働者の区分については、事業所・企業を対象とする統計調査と世帯・個人を対象とする統計調査との間で、区分名称の相違に加え、区分の基準に一部不整合(下図アンダーライン部分)が存在し、直接的な比較が困難との指摘
- WGでは、①現行区分の変更に伴う常用労働者数の変動に関する試算(1%弱)、②企業ヒアリング・試験調査のアンケート等による報告者の負担感の把握、③結果を利用する政策部局の意見把握等を検討・検証
- ガイドラインでは、平成28年経済センサス - 活動調査以降、順次、取組を推進。なお、統計委員会においても、ガイドラインを踏まえた修正を適当との答申



IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯①

事業所・企業を調査対象とする各種統計調査の現状

労働状況の把握を主目的とする統計調査

雇用契約期間や所定労働時間等の指標を中心に常用労働者を区分（賃金構造基本統計調査、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査等）

雇用契約期間、所定労働時間の内訳区分

		雇用契約期間の定め無し	雇用契約期間の定め有り
区分	男	人	人
	女	人	人
区分	男	人	人
	女	人	人

※雇用の構造に関する実態調査（事業所票）

事業活動の把握を主目的とする統計調査

事業所内の呼称（「正社員・正職員などと呼ばれている者」・「それ以外の人（パート・アルバイトなど）」を基準として常用労働者を区分（経済センサス（平成26年調査まで）、工業統計調査等）

事業所内の呼称による内訳区分

区分	常用労働者	
	正社員・正職員などと呼ばれている者	それ以外の人（パート・アルバイトなど）
男	人	人
女	人	人

※経済センサス（平成26年調査まで）

4

IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯②

「常用労働者の新たな内訳区分」に対する事務局提案

- WG事務局においては、厚生労働省の研究会において便宜整理した要素（雇用契約期間（無期・有期）、所定労働時間（フルタイム・短時間））を基に、調査票のイメージを検討
- 一方で、「事業活動の把握を主目的とする統計調査」においては、結果の利用や、調査票のレイアウトによる制約も考慮して、次頁の「新たな内訳区分案（A案～C案）」をWGに提示
- 検討の結果、A案について、企業ヒアリング・試験調査等を通じた更なる検証・検討について合意

雇用契約期間・所定労働時間を組み合

わせた区分イメージ

区分	フルタイム		短時間	
	無期雇用かつ フルタイム	無期雇用かつ 短時間	有期雇用かつ フルタイム	有期雇用かつ 短時間
無期雇用	64.9%	8.8%		
有期雇用	11.5%	14.8%		

調査票イメージ

区分	常用労働者			
	無期		有期	
	フルタイム	短時間	フルタイム	短時間
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人

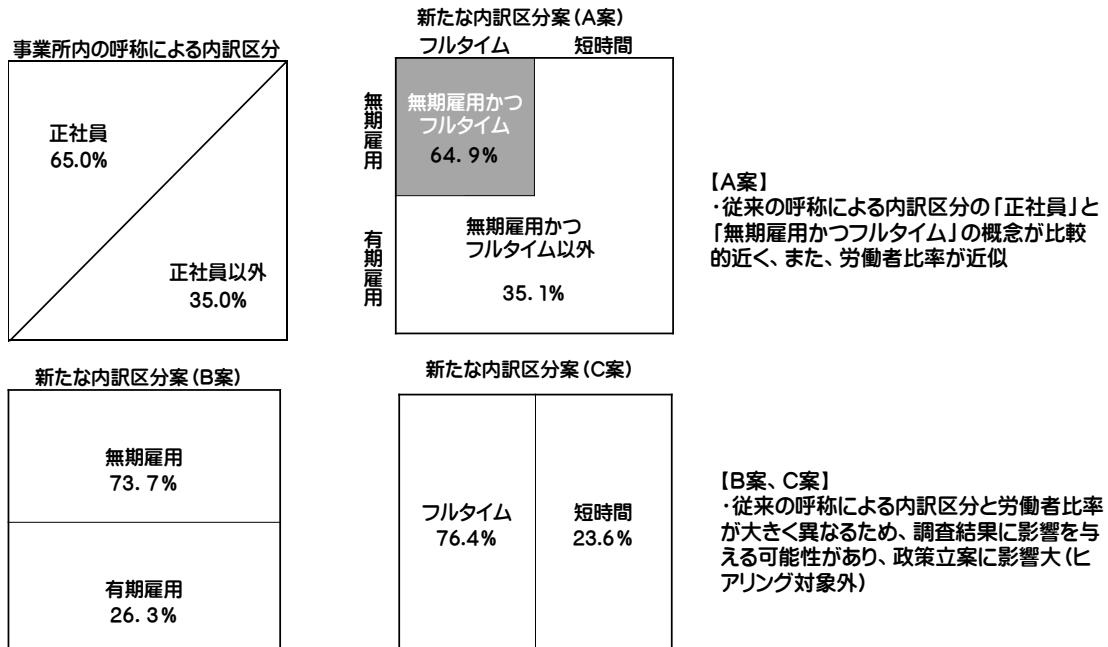
※ 労働者区分の割合は、「平成24年賃金構造基本統計調査」を元に事務局が作成（民営、企業規模10人以上）

5

IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯③

新たな内訳区分案(A案～C案)の比較

- 「事業所内の呼称による内訳区分」と、複数の「新たな内訳区分案(A案～C案)」の比較



6

IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯④

A案の検証結果

- A案を企業ヒアリングの結果、2,270企業中759企業(33.4%)が回答が困難。小規模事業所・企業を中心として、「フルタイム」の概念が十分に浸透していないことが理由と推察
- また、「従来の正社員」と「無期雇用かつフルタイム」は、報告者数が異なるとする報告者が一定数存在(1,461企業中249企業(17.0%))との報告
- さらに、フルタイムで働いているパート・アルバイトや、契約型(1年更新)の職種の適用を受けている正社員の存在等、境界的事例も判明



WGにおける検討

- 検証結果からみて、A案を導入した場合、調査結果への影響や、報告者負担の増加等の支障の発生が懸念されることから、全面的な導入は時期尚早との判断が大勢
- 一方で、雇用問題は、政府全体の重要な課題であり、経済社会の変化や雇用形態の多様化が進む中、統計調査においても、いわゆる「非正規雇用」の実態等を、より的確に捉える取組を継続的に進めることが必要との共通認識

7

IV 常用労働者の内訳区分に関する検討・検証の経緯⑤

WGにおける整理結果(平成26年度)

- WGにおいて、更なる検討を実施。関係府省及び審議協力者等に、複数の代替案を提示し、それそれぞれメリット・デメリットを整理した上で、ガイドラインに以下の取組を記述。統計委員会(経済センサス・活動調査)の諮問審議においては、ガイドラインを踏まえた修正を適切とするとともに、ガイドラインの更なる検討状況を勘案した取組を求めるなどを答申
- 事業所・企業内の呼称を指標として区分している統計調査においては、雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分することを原則(既に客観的な指標を用いて区分している統計調査においては、その取組を継続)
- ただし、調査の目的や、報告者の記入負担及び調査票のレイアウトによる制約等から、必ずしも雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いることが適当ではない統計調査(主に、事業活動を把握することを主目的とする統計調査)においては、当該事業所における処遇に基づき、「正社員・正職員としている人」と「それ以外の人(パート・アルバイトなど)」の区分を調査項目として採用し、職場内の呼称に基づく現行の内訳区分を変更
- 上記②の区分を採用する場合には、調査票や記入の手引き等において、「貴事業所で正社員・正職員として処遇されている人を言います。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します」などの説明文により報告者の負担軽減や正確性の確保に努力
- 平成28年経済センサス・活動調査以降、順次、上記①～③の取組を推進
- WGにおいては、各府省における取組状況等も踏まえ、引き続き常用労働者の内訳区分の改善等を検討

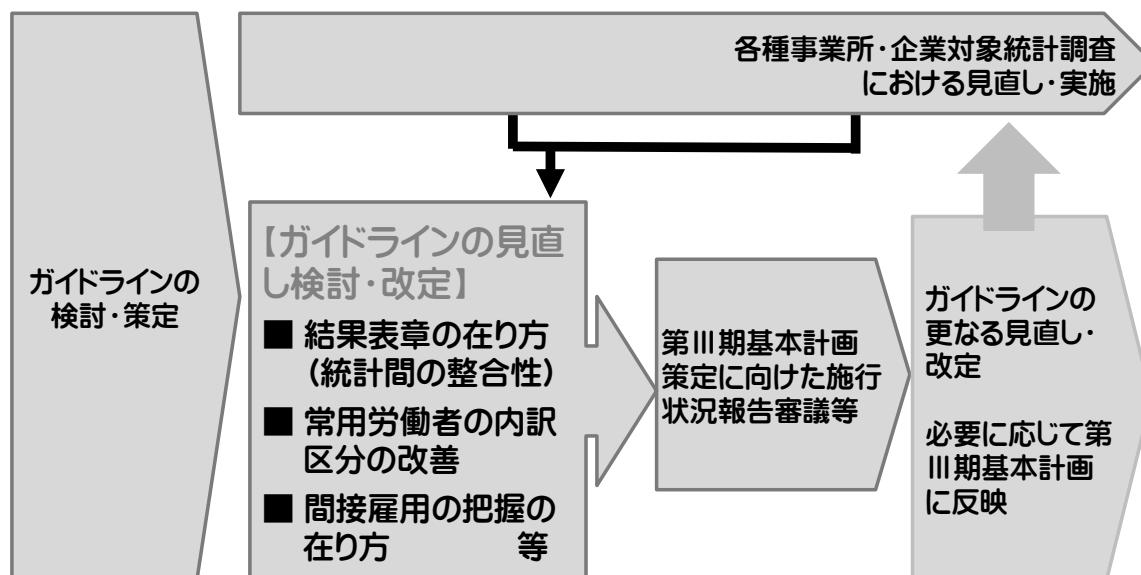
8

V 今後の検討・検証の予定(イメージ)①

平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度

第Ⅱ期基本計画期間

第Ⅲ期基本
計画期間



9

▽ 今後の検討・検証の予定(イメージ)②

結果表章の在り方(統計間の整合性)

- 常用労働者と臨時労働者の区分は、事業所・企業を対象とする統計調査の「前2か月それぞれ18日以上働いた者」及び「1か月ちょうどの者」の取扱いを変更することにより、世帯・個人を対象とする統計調査と区分(基準)が同じとなり、比較可能性が向上
- 一方で、「事業所・企業を対象とする統計調査」と「世帯・個人を対象とする統計調査」においては、同一区分であっても異なる名称を用いているため、用語の整理や、統計間の比較可能性の方策として結果表章の工夫による利便性の向上を検討

常用労働者と臨時労働者の区分(「事業所・企業を対象とする統計調査」と「世帯・個人を対象とする統計調査」の比較)

事業所・企業を対象とする統計調査	雇用契約期間	世帯・個人を対象とする統計調査
常用労働者	無期	常雇(無期)
	有期(1年超)	常雇(有期)
	有期(1か月以上1年以下)	臨時雇
臨時労働者	有期(1か月未満)	日雇